

# ESCAP 会議の結果について

## I. 経過

### 1. 1992年 4月28日：国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）第48回総会

○「アジア太平洋障害者の十年（1993 - 2002）2002」を決議（決議48/3）

### 2. 1992年12月 5日：ESCAP「『アジア太平洋障害者の十年（1993 - 2002）』に関する会議」

○報告草案

・ ANNEX I：「アジア太平洋地域における障害者の完全参加と機会の平等に関する宣言」

・ ANNEX II：「アジア太平洋障害者の十年（1993 - 2002）のための活動草案」

・ ANNEX III：「アジア太平洋障害者の十年（1993 - 2002）に関する非政府機関による声明」

（注）ANNEX：添付・別添

## II. 決議等の考え方

### 1. 決議（Resolution）

- (1) ESCAP 総会決議であり、提案国・会議参加国及び参加国数に関わりなく全加盟国（58）を対象としている。
- (2) 本決議は、アジア太平洋地域における「国連・障害者の十年」以降の障害者問題に関する ESCAP の態度・決意表明として位置付けられる。なお、加盟国間には格差もあり、各国の事情もあるところから、この決議は各国の活動等を明確に規定・拘束等するものとするのは妥当ではない。（このような趣旨は12月会議報告草案〈Draft Report〉冒頭で改めて記述されている。）
- (3) 本決議に記載されている国（33カ国・地域）については、一般には、共同提案国（中国・日本等）の決議動議を支持するという意志表示を行った国であり、国名を記載したことによる特別なオブリガーション（義務・責任）が課せられるものではないと解される。更に、7-7 の性格等から考えて決議に記載されていない国であっても必ずしも明確な反対の意志表示であるとは考えにくい。

### 2. 活動草案 (Agenda for Action)

- (1) 草案は会議報告の一部（成果物）であり、総会に提示・報告されるものではあっても ESCAP 総会において改めて決議するものではないと考えられる。
- (2) ESCAP 決議 48/3 の実施のための活動（計画）草案であり、対象は当該会議への参加の有無に関わりなく、決議の対象と同じ（全加盟国・地域）である。
- (3) 対象国・地域に対する規定・拘束等は決議に準ずるものとなる。

### 3. 宣言 (Proclamation)

- (1) 本宣言は、会議参加国代表による署名を基に中華人民共和国副首相が署名したものであるが、正式議題として事前に提示されたものではないところから、北京での会議に際して、宣言することとその内容に賛同するとの意志表示であると解することが妥当である。

### 4. 備考

- (1) 参加国の状況（12月会議参加・公式発表 28カ国・地域、\* 4月23日 ESCAP決議48/3記載国 33カ国・地域）

- ① 4月、12月両会議参加国 (25)：オーストラリア・バングラデシュ・ブルネイ・カンボジア・中国・北朝鮮・フィジー・香港・インドネシア・イラン・日本・ラオス・マカオ・マレーシア・モンゴル・ミャンマー・ネパール・パキスタン・バプアニューギニア・フィリピン・大韓民国・スリランカ・タイ・ベトナム
- ② 4月会議参加、12月会議不参加国 (8)：アフガニスタン・キルギス・モルディブ・マーシャル諸島・ミクロネシア・ニューズランド・パラオ・ロシア
- ③ 12月会議参加、4月会議不参加国 (3)：アゼルバイジャン・グアム・ソロモン 諸島

国 際 連 合  
アジア太平洋経済社会委員会

アジア太平洋障害者の10年、1993年-2002年 着手の  
ための会議

1992年12月1日から5日まで

北京

(会議報告)

## I. 組織

1. アジア太平洋障害者の10年、1993年-2002年着手のための会議は、1992年12月1日から5日まで北京においてアジア太平洋経済社会委員会によって招集された。この会議は、中国障害者福利基金会（CDPF）を通じて中国政府が主催し、障害者インターナショナル（DPI）のアジア太平洋協議会の協賛で行なわれた。

### A. 出席者

2. 会議には以下にあげるESCAPの加盟国および準加盟国、オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ブルネイ・ダルサラーム、カンボディア、中国、朝鮮民主主義人民共和国、フィジー、グアム、香港、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、日本、ラオス人民民主共和国、マカオ、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パキスタン、パプア・ニューギニア、フィリピン、大韓民国、ソロモン群島、スリランカ、タイ、そしてベトナムの上級職員が出席した。

3. 以下の国際連合組織および専門機関、国際連合ウィーン事務所社会開発および人道問題センター（UNOV/CSDHA）、国際連合児童基金（UNICEF）、国際連合開発プログラム（UNDP）、国際連合ボランティアプログラム（UNV）、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際労働機構（ILO）、国際連合食料農業機構（FAO）、国際連合教育・科学・文化機構（UNESCO）、そして世界保健機構（WHO）が代表を派遣した。

4. 以下の非政府組織およびその他の組織、Christoffel-Bl

inden Mission (クリストファー・ブリンデン・ミッション)、Disabled People's International (障害者インターナショナル) (DPI)、Handicap International (ハンディキャップ・インターナショナル) (HI)、HelpAge International (ヘルプエイジ・インターナショナル) (HAI)、Hilton Perkins International Programme (ヒルトン・パーキンス国際プログラム)、International Initiative against Avoidable Disablement (回避できる障害に対する国際的 first step) (IMPACT)、International Centre for the Advancement of Community-based Rehabilitation (コミュニティー・ベースト・リハビリテーションの向上のための国際センター) (ICACBR)、International Council for Education of the Visually Handicapped (視覚障害者教育のための国際協議会) (ICEVH)、International Federation on Ageing (老いについての国際連合) (IFA)、Rehabilitation International (リハビリテーション・インターナショナル) (RI)、Save the Children Fund (子供を救え基金)、World Blind Union (世界盲人連合) (WBU) が代表を派遣した。

## II. 開会

5. 中華人民共和国国務委員、外務大臣、人民代表大会大会議長、錢 琪琛閣下が会議のために開会演説をされた。彼は、国連障害者の10年の宣言以来障害者についてのアウェアネスと生活条件についてこの地域では明らかに進歩があつたが、それにもかかわらず、障害者に関する世界行動計画の目標の達成はとても満足のゆくものではない。行動計画をともなつたアジア太平洋の10年を着手することは、障害者に関する世界行動計画の実行にさらにはずみをつける実践的な手段を与えるものである。

6. 首相は、世界の障害をもつ人々の半分以上がいる、アジア太平洋地域は1992年4月に開催されたESCAPの第48回会議においてアジア太平洋障害者の10年を宣言した。この会議において障害者に関する世界行動計画を実行に移す用具になると期待される行動計画を含め、来るべき地域の10年に中国が積極的に支援し、参加することを彼は述べた。

7. ESCAPの社会開発課の課長が、ESCAPの事務局長のラフィーディン・アーメド(Rafeeuddin Ahmed)氏の会議へのメッセージを讀上げた。彼のメッセージの中で、事務局長は、1993年から2002年までの期間をアジア太平洋障害者10年と宣言するという決議案が、第48回会議において採択された旨について言及した。決議案の採択は、国連の10年によって産み出された勢いを押し進める地域の政府による明白な参加を表明するものであった。これに関心をもつ多くの非政府組織によるこの会議への代表派遣は特記に値する。さらに事務局長は、経済発展のもたらす否定的な効果によって障害をもつ人々は、バラバラな被害を受けていることを記した。「アウェアネスから行動へ」そして「全ての人々のための社会へ」と移行する時に至った。

8. 中国殘疾人基金会議長 鄧 模方氏は、障害をもつ人々を支援するために中国が実行しつつあった多くの対策によって会議の注目を集めた。これらの対策には、障害問題についての国レベルの調整組織の設置、全国を対象にした標本調査の実施、そして障害者保護法の公布が含まれる。議長は、この10年を支援する活動のために中国政府が50,000米ドルの拠出をESCAPに対して行なう旨の決定について述べた。

9. 社会開発部門、UNO/CSDHAの事務局次長は、事務局長に替って発言し、国際連合の最近の活性化という流れにおい

て地域活動の重要性が増していることを強調した。アジア太平洋の10年の宣言は、国際連合の10年を越えた活動の最初の具体的な歩みの一つであることを特記した。国際連合の10年の達成、中でも障害をもつ人々の人権を前提においた障害問題についての国際的政策の枠組みが達成されたことを認められるが、なおかつ障害をもつ人々の生活条件には測定できるほどの改善がみられない。事務局次長は、特に障害をもつ人々に関する問題を含め、社会発展問題についての表明に入れられた優先課題についてアジア太平洋地域に賛辞を述べた。

10. 障害者インターナショナル(DPI)アジア太平洋協議会の議長、八代英太参議院議員は、彼の演説の中で、前の週に北京で開かれたDPIの第三回地域会議の代表は、本会議が採択すると期待された10年についての行動計画を実行するのを推進するにあたって政府、国際連合の機関、そしてその他関心ある非政府組織と密接に働いていくことを強く約束したことをこの会議に報告した。議長は、政府が障害問題についての優先順位付けが、10年の目標を達成する鍵となることを強調した。資源を効率的に動員し、効率性を高めるため政府機関と非政府組織の地域ネットワークの強化が、議長の視点からすれば、10年の間に行動を追及する必要な手段であった。

#### A. 役員を選出

11. 会議は以下の担当者を選出した。

議長	中国外務省次官、劉華清氏
副議長	フィジー婦人、文化、社会福祉および多元種問題省社会福祉局次長、ジョセファ・ダヴィ氏 (Mr. Josefa Davui)



いての検討と評価についての文書SD/DDP/1が用意された。会議には、またその開催に先だつて国際連合の10年に関連したESCAP活動についての文書SD/DDP/2が用意された。会議はこれらの総合的かつ有益な文書について感謝を表明した。

14. 会議は、国際連合障害者の10年が障害をもつ人々に関する問題についてのESCAP地域での前進的活動に貢献したことを認めた。おそらくこの前進的活動の最も重要な特徴は、政府内と全体としての人口に障害問題についてのアウェアネスを増したことにある。このアウェアネスの向上の結果、特に国レベルにおける調整機構がこの地域の多くの国で設置された。障害をもつ人々に影響する問題についての国家計画がこの地域のいくつかの国で立案された。さらに、多くの国で法律が制定され障害をもつ人々への機会の均等を保証された。この地域のいくつかの国では、障害をもつ人の物理環境や情報へのアクセスの問題についての発言が聞かれるようになった。

15. 障害をもつ人々についての統計的およびその他の基本情報を作成するため、10年の間にこの地域で行なわれた活動を検討する場合、政策や計画を構築する基礎となる障害をもつ人々の数についてのより総合的で正確な予測が必要であることに多くの代表が注意を向けた。特に障害に関する共通な定義のセットが必要であることに注意が向けられた。障害問題を適切に表わす十分な資料(resources)を作ることに関心をもつ何人かの代表が関連した問題について述べた。会議は、国際連合の宣言や、障害をもつ人々を含め、全ての人々の人権を再肯定する協定書を国において効果的に実施するにあたって教示となる障害者の平等な機会についての基準を作り上げることを目的としてUNOVが行なった業務を歓迎する。

16. 何人かの代表は、彼らの国において障害の予防に高い優

先順位があり、とこの点に関して達成された進歩がみられたことを強調した。この地域の障害原因の減少させることを目的として、政府機関、国際連合の専門機関、そして非政府組織の間の密接な共同作業によって効果的な業務が行なわれている旨を記した。数名の代表が、武装闘争の結果多くの人々が障害を受けたことに注意を喚起し、破壊的兵器の生産、販売、そして使用が抑制されることを促した。

17. 障害予防の重要性を強調しつつ会議は、委員会決議案48/3の議論にそつた国のプログラムの問題に一致させるべき相対的な優先順位を議論した。アジア太平洋の10年は、障害をもつ人々のものであり、これらの人々の完全参加と平等を特に強調すべきことが指摘された。この議論の中で、その活動が尊厳をもって生きる彼らの権利を損わないかぎりにおいて障害をもつ人々は、予防活動に活発に参加する責任があることが記された。この限りにおいて、予防活動はこの10年の狙いと目的に調和するものであろう。

18. 多くの代表が、彼らの国において障害をもつ人々のリハビリテーションに関連して行なわれた顕著な進歩に言及した。この点に関して、コミュニティー・ベースト・アプローチは、この地域における国際連合の10年の独特の成果であると特記した。しかしながら、このようなアプローチを基礎としたプロジェクトは未だ限られていると感じられた。成功したプロジェクトを模範にして広く他でも実施することが求められた。精神障害者のリハビリテーションが相対的に無視されていることが記された。この次の10年において、知的障害をもつ子供たちや大人たちにもっと注意が向けられるべきことが感じられた。

19. 障害問題における非政府組織の貴重な役割に留意しながら、会議は来るべき10年において政府と非政府組織との間の協力

を一層はかる必要が引き続きあることを認めた。会議は、非政府組織の革新性、柔軟性、そして独立性を侵害することなく政府機関と非政府組織の間の協調と協力関係を向上する必要を認めた。

#### IV. 国際障害者の日の行事

20. 会議は、第47回総会で宣言された第一回国際障害者の日(12月3日)の行事に特別に時間をさいた。事務局長は、事務総長からのメッセージを会議において読上げた。事務総長は、この地域が世界の障害をもつ人々の多くの部分にとっての家であることに鑑み、アジア太平洋障害者の10年を宣言したアジア太平洋地域の首唱を歓迎した。特に、事務総長は、障害をもつ人々がアウェアネスと活動の源泉としての社会そして経済生活の全ての領域で差別無く参加する公民権を安置する(ENSHRINE)する法律に言及した。さらに、事務総長は他の全ての対策は、慈悲の行為としてではなく、権利の問題として障害をもつ人々の機会均等を完全に表現する媒体であったと記した。

21. UNOV/CSDHAの社会開発部門の副事務局長が、事務総長に替り演説を行なった。彼は、この会議に対して国の、地域の、そして国際的活動の主たる目的として、「全ての人々のための社会」という世界的なテーマのもとに、障害をもつ人々の権利の提唱(PROMOTION)と保護、そして開発というメインストリームへと障害者を統合することを協働する1992年の第47回総会の決定に注意を喚起した。彼は、障害者に関する国際連合のプログラムへの支援への献身的なサービスを顕彰する旨決定した特別な表彰状について報告した。彼は、これらの特別な表彰状の2人の受理者がこの会議に出席していることを記した。事務総長に替り、事務局長がこれらの人に表彰状を交付した。これらの2人の受理者は、障害者

インターナショナルアジア太平洋地域協会の議長、八代英太参議院議員、そして障害者インターナショナル南アジア協会の副議長、サルマ・マグブール博士である。

#### V. アジア太平洋障害者の10年、1993年-2002年のための行動計画

22. 会議には事前に、「アジア太平洋障害者の10年、1993年-2002年のための行動計画に向けて」という表題の文書SD/DDP/3が用意された。政府だけでなく非政府組織の見方を反映し、10年の活動への行動草案UNOV/CSDHAによって世界的レベルで展開されているガイドラインによく符合した行動計画案を作成している事務局を賞賛した。

23. 文書SD/DDP/3に含まれる行動計画案は、節ごとに会議で検討された。参加者によって多くの修正が提案され、文書に織り込むことが受け入れられた。

24. 行動計画案を考慮するにあたって、会議は、1992年11月30日に北京において招集されたアジア太平洋障害者の10年、1993年-2002年についての非政府組織シンポジウムの宣言文を考慮することに合意した。この宣言文は、本報告の付属文書 III に収録されている。

25. 修正された行動計画は、会議により満場一致で採択された。修正された行動計画は、本報告の付属文書 II に収録されている。

26. 行動計画の実施への支援として、オーストラリアの代表

は、(第48回委員会総会でオーストラリアが約束した20,000米ドルに加えて)50,000オーストラリア・ドルの拠出を約束した、中華人民共和国の代表は50,000米ドルを約束し、そして香港の代表は50,000米ドルを約束した。

## VI. アジア太平洋地域の障害をもつ人々完全参加と平等についての宣言

27. 中華人民共和国の代表は、会議に出席した20の共同発議国に替って、アジア太平洋地域の障害をもつ人々完全参加と平等についての宣言を検討し、採択することを提案した。

28. 会議は、アジア太平洋地域の障害をもつ人々の完全参加と平等についての宣言を採択した。そうすることで、会議は最高レベルの政府の指導者に宣言の署名者となるように勧めるために最大限の努力が払われることを強く求めた(URGED)。宣言文は、本報告の付属文書 I に含まれている。

## VII. 報告の採択

29. 会議は、1992年12月5日に報告を採択した。

## VIII. 会議の閉幕

30. 会議の閉会式は、中華人民共和国副首相、呉学謙閣下の出席のもと滞りなく行なわれた。この場面で、副首相閣下はアジア太平洋障害をもつ人々の完全参加と平等についての宣言に署名さ

れ、かくてESCAP地域ではじめて署名された政府のリーダーになられた。

# 活動草案要約

## 1. 草案の目的

国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）は、去る1992年4月23日、第48回総会において「アジア太平洋障害者の十年」を決議（48/3）したが、これを実行するための行動計画案が必要であるところから、行動計画の基本となる案を提供するもの

## 2. 草案の構成

- (1) 国家レベルの調整
- (2) 法・制度
- (3) 情報
- (4) 社会の理解
- (5) アクセシビリティ、コミュニケーション
- (6) 教育
- (7) 訓練と雇用
- (8) 障害原因の予防
- (9) リハビリテーションサービス
- (10) 援助機器
- (11) 自助団体
- (12) 地域（E S C A P）における協力

### 【各論の概要】

#### 1. 国家レベルの調整

- ◎ 障害者対策に関する国内の調整機能（委員会）の設置と強化
  - ・ 行動計画の実施実施等に関する全国的な調整機能であり、構成員として障害者団体の代表等を含む
  - ・ 障害者対策等について、政府責任者に対して助言等を行う
  - ・ 国家レベルのデータベース開発への支援要請

## 2. 法・制度

### ◎ 法・制度に関して、次を行う。

- ・ 法律等を調査し、障害者を締出し、制限している法律を修正・廃止等する。
- ・ 障害者の権利擁護と差別禁止のための法律
- ・ アクセスを阻害する建築・移動障壁の撤廃のための法律
- ・ コミュニケーション障壁を撤去するための法律
- ・ 社会保障関係法における障害者への配慮
- ・ 玩具を含めた機器・器具の安全基準の整備
- ・ 各国の法律の整備に関する国連のガイドライン作成

## 3. 情報

### ◎ 国としての以下のような情報能力を充実する。

- ・ 自国の障害者の状況に関する情報
- ・ 自国の障害者問題・プロジェクト関係資料の整備
- ・ 障害者関係情報の一元化と情報総覧等の整備
- ・ 障害者の情報アクセスを容易にするメディア（点字・テープ等）の配慮
- ・ 情報にかかるプライバシー保護の手段の確率

## 4. 社会の理解

### ◎ 社会の「十年」の理解促進のための啓発・広報

- ・ メディアの協力
- ・ 障害者・奇形等への偏見除去のための情報提供
- ・ 差別用語の修正・除去
- ・ 障害者も参加する文化的行事等の実施
- ・ 英語の表記用語の問題 ……「障害者」→「障害をもつ人々」

## 6. アクセシビリティ、コミュニケーション

- ◎ 障害者のアクセシビリティを向上・改善させるための対策
  - ・ 建築物・移動上のバリアフリー（障壁をなくす）基準の整備
  - ・ 建築・交通等の関係者の養成プログラムへの、この関係の追加
  - ・ 電気設備（電子機器）のアクセシビリティ指針の開発
- ◎ コミュニケーション
  - ・ 公共的業務等従事者のコミュニケーション障害者（盲、聴覚・言語障害等知的障害者）とのコミュニケーション技術の訓練
  - ・ 手話通訳サービス
  - ・ 電話リレイサービス
  - ・ テープ、点字等障害者に有効な手段の確保による支援
  - ・ 知的障害者のコミュニケーション支援

## 6. 教育

- ◎ 障害児者の国民皆教育への参入と障害婦女子の識字の向上
  - ・ 特殊教育を徐々に統合教育に組込むこと
  - ・ 障害児者教育に従事する教員の資質向上と教材の普及
  - ・ 障害児者の教材へアクセスを容易にするための技術の活用とサービスの組織化

## 7. 訓練と雇用

- ◎ 以下について努力すること
  - ・ 障害者の雇用等に関する国際的労働基準の遵守
  - ・ 障害婦女子についての雇用機会に関する配慮
  - ・ 就労準備のため中等教育段階での職能訓練の実施
  - ・ 障害者の雇用機会確保のための職業訓練プログラムの充実
  - ・ 雇用主等に対するセミナー等の実施
  - ・ 職業リハビリテーション領域の専門家の訓練

## 8. 障害原因の予防

- ◎ 障害の原因の予防のための国家的対策及び実行ガイドラインの作成
  - ・ 伝染病・風土病・栄養失調・薬物乱用等障害の原因となるものについての情報提供・教育の実施
  - ・ 幼児虐待・遺棄、闘争等による障害についての広報・啓発
  - ・ 精神障害に関する理解の促進
  - ・ 公衆衛生・環境公害等についての知識の普及
  - ・ 出産・周産期・新生児期ケアの向上、助産婦等の知識・技術向上
  - ・ 保健衛生関係職員の訓練と技術工場
  - ・ 上水・衛生施設の充実
  - ・ はしか・ポリオ等の免疫体制の充実
  - ・ 廃棄生ゴミ等の安全基準の設定
  - ・ 労働安全・交通安全・食品安全対策
  - ・ 先天性障害の早期発見体制の充実
  - ・ 新生障害児の記録とフォロー、児童のスクリーニングプログラム
  - ・ 農村部・遠隔地の障害原因予防対策の展開
  - ・ ライ制圧のための支援

## 9. リハビリテーションサービス

- ◎ 以下ようなりハビリテーションサービス体制の開拓と充実
  - ・ 精神障害者を含み、遠隔地在住・貧困層等の条件にある障害者へのリハサービス
  - ・ プライマリヘルスケア、母性保護、児童の健康管理プログラム
  - ・ 異なる組織間のリハサービスの調整による効率化
  - ・ リハサービス施策の立案段階からの障害者の関与
  - ・ リーダーの養成、啓発・広報・専門家の育成
  - ・ リハサービス情報の提供による普及
  - ・ リハサービスを受け易くするためのC B Rの開発と展開
  - ・ 家族等への基本的リハ技術の訓練等

## 10. 補助機器 (Technical aids → Assistive devices)

\* 「福祉機器」的概念から「有効な補助器具」の概念へ修正

- ◎ 保持機器に関する地域協力の展開のための国の支援
  - ・ 機器製造に係る国内の潜在的資源の把握
  - ・ 機器専門家の登録制、教育・訓練体制
  - ・ 域内国間の機器貿易促進のための各国内製品の調査
  - ・ 機器のニーズ、製造・技術・流通・修理等に関する国家計画の構築
  - ・ 堅牢・有効・低価格な機器政策のためのテクノロジーの開発
  - ・ 機器にかんする情報システムの展開
  - ・ 低所得層への機器獲得の支援

## 11. 自助組織

- ◎ 障害者及び関係者による自助組織の設立促進と支援
  - ・ 自助組織のか活用により、障害者の経済的自立と社会的統合の方法を開拓する
- ◎ 自助組織においては以下を行う
  - ・ ビア カウンセリング等の技法の開発
  - ・ アドボカシー（権利擁護）等に関する知識の普及・向上
  - ・ 健常者集団が利用する情報への障害者のアクセスを可能とする
  - ・ 障害者の文化的表現の機会の向上
  - ・ 障害者に関する事項についての意志決定機会への関与と役割
  - ・ 障害婦女子のリーダーシップの向上
  - ・ 発達障害者の自己擁護の支援
  - ・ 自助組織の全国レベル会議への政府補助の実施 その他

## 12. 地域の協力

- ◎ ネットワーキング
  - ・ 計画の実施に際しては、これを効果的に進めるためのネットワークサブネットワークが必要であり、地域全体でこれらネットワークの育成と財政的支援を行うことが必要である。

## 「アジア太平洋地域における障害者の完全参加と機会の平等に関する宣言」

### <主な内容－概略>

1. アジア太平洋地域での以下のような状況を認識する。
  - ・ 栄養障害や疾病・災害・事故・戦争等による障害者が、日々生まれている。
  - ・ 児童の救済に関する諸条件の改善により、障害をもつ子供は増えつつあり、また、高齢の障害者も増加している。
  - ・ 多くの障害者、特に農村地域に住む障害者の生活条件は更に改善される必要である。
  
2. 急速に変化しつつあるこの地域社会において、障害者自らがその生き方の決定と、可能性の追求ができるようにすることが必要である。
  
3. この地域を通じて、特にリハビリテーション・教育・雇用といった部面での障害者の完全参加と平等は、障害をもたない者に比してなお十分なものとはなっていない。これは障害者に対する社会的態度にも起因するものであり、このようなものは根絶されねばならない。
  
4. 地域の建築物等の環境は障害者への配慮がなされていないものが多く、障害を有する市民の参加と平等の妨げとなっている。これらを改善し、すべての人のための社会（SOCIETY OF ALL）に向けて努力する必要がある。

5. 今日、アジア太平洋地域は、世界で最も急速に発展しつつある地域であることを誇りに思うとともに、この発展が、障害者など社会的に傷つきやすい人々に貢献するとの努力を反映するものとなろうことを決議する。

6. 我々は、アジア太平洋障害者の十年を、この地域における新たな政策の開始と行動等のための触媒となるものとして歓迎する。

7. 我々は、尊敬するこの地域におけるアジア太平洋障害者の十年の理念と目的を実行に移すことに関する相互の約束を誓うとともに、国連憲章における「人間の尊厳と価値」のために努力を続けるものである